

改正

平成13年12月21日規則第67号

平成14年4月1日規則第25号

平成16年3月31日規則第27号

平成19年9月26日規則第67号

平成22年3月31日規則第20号

平成23年3月31日規則第15号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市長の資産等の公開に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、高松市長の資産等の公開に関する条例（平成7年高松市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書等)

**第2条** 条例第2条第1項各号に掲げる資産等には、外国に在る資産等を含むものとする。

2 条例第2条第1項第5号の株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限るものとする。

**第3条** 条例第2条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券、金銭信託及びその他とする。

2 条例第2条第1項第6号の自動車の種類は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

3 条例第2条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

4 条例第2条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

5 条例第2条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

**第4条** 条例第2条第1項の報告書は、資産等報告書（様式第1号）により作成するものとする。

2 条例第2条第2項の報告書は、資産等補充報告書（様式第2号）により作成するものとする。

(所得等報告書)

**第5条** 条例第3条第1号イの規則で定める所得の金額は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

**第6条** 条例第3条の報告書は、所得等報告書（様式第3号）により作成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第3条の報告書は、納税申告書の写しをもってこれに代えることができる。この場合において、同条第1号ア又はイに掲げる金額が100万円を超えるときは、その基となった事実を付記しなければならない。

（関連会社等報告書）

**第7条** 条例第4条の報酬は、金銭による給付とする。

**第8条** 条例第4条の報告書は、関連会社等報告書（様式第4号）により作成するものとする。

（期限の特例）

**第9条** 条例第2条第1項及び第2項、条例第3条並びに条例第4条の報告書（以下これらを「報告書」という。）の作成期限が高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる市の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

（報告書の訂正）

**第10条** 既に作成した報告書を訂正しようとする場合には、市長は、訂正届を作成し、訂正の箇所に押印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、訂正した部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

（報告書の閲覧）

**第11条** 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、することができる。

2 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、市長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 報告書は、丁寧に取り扱い、報告書を破損し、若しくは汚損し、又は報告書に加筆等の行為をしてはならない。

5 市長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（委任）

**第12条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 条例附則第2項の規定により作成する資産等報告書については、第2条、第3条、第4条第1項及び第9条から第11条までの規定を準用する。

**附 則**（平成13年12月21日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年4月1日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成16年3月31日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年9月26日規則第67号）

この規則中第2条第2項及び第3条の改正規定は平成19年9月30日から、様式第1号及び様式第2号の改正規定は同年10月1日から施行する。

**附 則**（平成22年3月31日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年3月31日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。